

提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適なプランを作成するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

評価委員の一人あたりの評価点の満点は、252点とします。

評価委員が提案書及びヒアリング内容を、A：5点、B：3点、C：1点、D：0点で評価し、評価点を与えます。

3 評価点の最も高いものが2以上あるときの対応

- (1) 別表評価項目のうち、評価項目1～6の合計点が高いものを受託候補者として特定します。
- (2) (1)を比較してもなお、受託候補者が特定できない場合は、評価項目1～7において、A（5点）が多いものを受託候補者として特定します。
- (3) (1)及び(2)を行ってもなお、受託候補者が特定できない場合は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同点の場合には委員長の判断により決定します。

4 評価方法

- (1) 基準
別表のとおり
- (2) 不適合
大項目1～7の各評価項目のうち、評価委員の過半数がD（0点）と採点した場合は、その提案者は不適合とします。

別表 基本的評価事項(4段階評価)

大項目	評価項目	No.	評価事項	詳細な評価ポイント	評価				重み	評価/配点
					A	B	C	D		
					5点	3点	1点	0点		
1	事業計画・実施方針等	1-1	事業計画と業務の理解度	・行政としてのサービス提供を理解した事業計画が示されているか。	・十分に理解された事業計画が示されている。	・事業計画が示されているが、理解が一部十分とは言えない。	・事業計画が示されているが、理解度に課題がある。	・事業計画が示されていない。または抜本的な再検討が必要な内容である。	2	10
		1-2	業務実施スケジュール	・業務実施スケジュールについて、実現可能な内容により具体的な説明がなされ、効率性と市民のサービスのバランスがとれたスケジュールとなっているか。	・業務実施スケジュールは実現可能な提案となっており、効率性と市民サービスのバランス十分にとれた内容となっている。	・業務実施スケジュールは実現可能な提案となっているが、効率性と市民サービスのバランスが一部十分とは言えない。	・業務実施スケジュールは実現可能な提案となっているが、効率性と市民サービスのバランスが十分とは言えない。	・業務実施スケジュールが実現可能な提案となっていない。	4	20
		1-3	個人情報保護・セキュリティ・コンプライアンス等	・部外者が立ち入れない専用の執務スペースの用意等の個人情報保護、セキュリティが確実に徹底されているか、その体制(研修含む)は万全か。 ・電子クーポン・商品券の申請・受取での不正防止の対策が講じられている。	・個人情報保護、セキュリティの取組(研修を含む)、体制が卓越しており、万全である。 ・電子クーポン・商品券の申請・受取での不正防止の対策が万全である。	・個人情報保護、セキュリティの取組(研修を含む)、体制が示されており必要水準は満たしている。 ・電子クーポン・商品券の申請・受取での不正防止の対策が必要水準を満たしている。	・個人情報保護、セキュリティの取組(研修を含む)、体制が示されているが改善の余地がある。 ・電子クーポン・商品券の申請・受取での不正防止の対策が改善の余地がある。	・セキュリティ、個人情報保護の取組(研修を含む)体制が示されていない。または、抜本的な再検討が必要な内容である。 ・電子クーポン・商品券の申請・受取での不正防止の対策が示されていない。または、抜本的な再検討が必要な内容である。	4	20
		1-4	業務レベルの維持、向上	・スタッフの研修、育成計画が明確に定められているか。	・スタッフの研修、育成計画が明確に定められており、レベルアップにつながると見込める。	・スタッフの研修、育成計画が定められており、妥当である。	・スタッフの研修、育成計画が定められているが課題がある。	・スタッフの研修、育成計画が定められていない。または抜本的な再検討が必要な内容である。	1	5
		1-5	事故発生時の対応体制	・各業務において、事故・事務ミス防止の取組、発生した場合の対応及び改善策の検討体制が示されており、適切で工夫されているか。	・各業務において、事故・事務ミス防止、発生した場合の対応及び改善策の検討体制が示されており、適切で工夫されている(再発防止につながると期待される)	・各業務において、事故・事務ミス防止、発生した場合の対応及び改善策の検討体制が示されており、妥当である。	・各業務において、事故・事務ミス防止、発生した場合の対応及び改善策の検討体制が示されているが内容に課題がある。	・各業務において、事故・事務ミス防止、発生した場合の対応及び改善策の検討体制が示されていない。または抜本的な再検討が必要な内容である。	1	5
2	電子クーポン・商品券の受取・配送にかかわる事務	2-1	案内通知の送付、商品券の配送	・詳細な業務フローが示されており、案内の迅速な作成・送付ができる工夫がされている。 ・案内の内容については、電子クーポンの受け取りを誘導するような工夫がされている。	・詳細な業務フローが示されており、案内の迅速な送付ができる特筆すべき工夫がされている。 ・案内の内容については、電子クーポンの受け取りを誘導するような特筆すべき工夫がされている。	・詳細な業務フローが示されており、案内の迅速な送付ができる妥当な工夫がされている。 ・案内の内容については、電子クーポンの受け取りを誘導するような工夫がされている。	・詳細な業務フローが示されているが、案内の迅速な送付のためには課題がある。 ・案内の内容については、電子クーポンの受け取りを誘導するような工夫はあるが、改善の余地がある。	・詳細な業務フローが示されていない。または抜本的な再検討が必要な内容である。 ・案内の内容については、電子クーポンの受け取りを誘導するような工夫がされていない。	4	20
		2-2	申請・受取フォームの作成	・詳細な手続きフローが示されており、円滑な手続きができるような工夫がされている。 ・本人以外への受取の制限や重複した受取ができないような予防的措置が講じられている。	・詳細な手続きフローが示されており、円滑な手続きができるような特筆すべき工夫がされている。 ・本人以外への受取の制限や重複した受取ができないような予防的措置が十分に講じられている。	・詳細な手続きフローが示されており、円滑な手続きができるような工夫がされている。 ・本人以外への受取の制限や重複した受取ができないような予防的措置が一部講じられている。	・詳細な手続きフローが示されているが、円滑な手続きのためには課題がある。 ・本人以外への受取の制限や重複した受取ができないような予防的措置は講じられているが、課題がある。	・詳細な手続きフローが示されていない。または、抜本的な再検討が必要な内容である。 ・本人以外への受取の制限や重複した受取ができないような予防的措置は講じられていない。	2	10
3	電子クーポン・商品券	3-1	電子クーポン・商品券の内容	・市民が日常の購買行動の延長線上で利用できる内容となっている。 ・本市が実施する経済支援として、市民のニーズに沿った提案となっている。	・市民が日常の購買行動の延長線上で利用できる十分な内容となっている。 ・本市が実施する経済支援として、市民のニーズに沿った特筆すべき提案となっている。	・市民が日常の購買行動の延長線上で利用できる妥当な内容となっている。 ・本市が実施する経済支援として、市民のニーズに沿った提案となっている。	・市民が日常の購買行動の延長線上で利用について、課題のある内容となっている。 ・本市が実施する経済支援として、市民のニーズに沿った提案としては、課題がある。	・市民が日常の購買行動の延長線上で利用できる内容となっていない。 ・本市が実施する経済支援として、市民のニーズに沿った提案となっていない。	8	40
4	コールセンター	4-1	コールセンター運営	・コールセンターでの想定業務は事業計画を考慮した内容となっているか。 ・サービスレベルを達成するための工夫はされているか(体制の確保は7-2で評価します)。 ・各業務との連携は考慮されているか。	・コールセンターでの想定業務は事業計画を十分考慮した内容となっている。 ・サービスレベルを達成するための特筆すべき工夫がされている。 ・各業務との連携が十分考慮されている。	・コールセンターでの想定業務は事業計画を考慮した妥当な内容となっている。 ・サービスレベルを達成するための妥当な工夫がされている。 ・各業務との連携が考慮されているが、一部十分とは言えない。	・コールセンターでの想定業務は事業計画を考慮した内容としては課題がある。 ・サービスレベルを達成するための妥当な工夫があるが、改善の余地がある。 ・各業務との連携の考慮が十分とは言えない。	・コールセンターでの想定業務が示されていない、または、抜本的な再検討が必要な内容である。 ・サービスレベルを達成するための工夫がされていない。 ・各業務との連携が考慮されていない。	4	20
5	相談窓口	5-1	相談窓口運営	・相談窓口での想定業務は事業計画を考慮した内容となっているか。 ・各業務との連携は考慮されているか。	・相談窓口での想定業務は事業計画を十分考慮した内容となっている。 ・各業務との連携は十分考慮されている。	・相談窓口での想定業務は事業計画を考慮した妥当内容となっている。 ・各業務との連携は考慮されているが、一部十分とは言えない。	・相談窓口での想定業務は事業計画を考慮した内容としては課題がある。 ・各業務との連携の考慮が十分とは言えない。	・相談窓口での想定業務が示されていない。または、抜本的な再検討が必要な内容である。 ・各業務との連携が考慮されていない。	4	20
6	デジタルデバйд対策	6-1	デジタルデバйд対策	・横浜市の人口規模を考慮した具体的な提案となっているか。 ・提案の実施による効果が数値等で説明がなされているか。 ・各業務との連携は考慮されているか。	・横浜市の人口規模を十分考慮した具体的な提案となっている。 ・提案の実施による効果が数値等で十分説明がなされている。 ・各業務との連携は十分考慮されている。	・横浜市の人口規模を考慮した妥当な提案となっている。 ・提案の実施による効果が数値等で妥当な説明がなされている。 ・各業務との連携が考慮されているが、一部十分とは言えない。	・横浜市の人口規模を考慮した提案としては課題がある。 ・提案の実施による効果が数値等で説明がなされているが、実現に課題がある。 ・各業務との連携の考慮が十分とは言えない。	・提案が示されていない。または、抜本的な再検討が必要な提案である。 ・各業務との連携が考慮されていない。	8	40
7	提案者について	7-1	類似業務の実績	・政令指定都市において、以下の実績がある。 ①給付金関連業務の受託実績がある。 ②電子クーポン又は商品券配付関連業務の受託実績がある。 ③コールセンターの受託実績がある。 ④窓口相談業務の受託実績がある。	・左記に例示した業務のうちすべての経験がある。	・左記に例示した業務のうち3種類の経験がある。	・左記に例示した業務のうち2種類の経験がある。	・左記に例示した業務の経験が1種類以下である。	4	20
		7-2	業務実施体制	・業務遂行に必要な知識、経験、スキルを持つ人材の配置が考えられているか。 ・業務を適正かつ確実に実施できる人員体制が組まれているか。	・業務遂行に必要な知識、経験、スキルを持つ人材が配置され、業務を適正かつ確実に実施するための人員体制が万全である。	・業務遂行に必要な知識、経験、スキルを持つ人材が配置、適正かつ確実に実施するための人員体制が万全とまではいえないが、妥当である。	・業務遂行に必要な知識、経験、スキルを持つ人材が配置、適正かつ確実に実施するための人員体制について、改善の余地がある。	・業務遂行に必要な知識、経験、スキルを持つ人材が配置、適正かつ確実に実施するための人員体制が記載されていない。または、改善の余地がない内容である。	2	10
8	ワークライフバランスに関する取組	8-1	ア	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定		従業員100人以下の提案者で、策定し、労働局に届け出ていれば2点			-	2
			イ	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定		従業員300人以下の提案者で、策定し、労働局に届け出ていれば2点			-	2
			ウ	次世代育成支援対策推進法に基づく認定の取得(トライくるみんマーク、くるみんマーク、プラチナくるみんマーク、プラスマーク)		いずれかに認定されていれば2点			-	2
			エ	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユーススクール認定の取得		認定されていれば2点			-	2
			オ	よこはまグッドバランス企業認定(旧よこはまグッドバランス賞)の取得		認定されていれば2点			-	2
9	障害者雇用に関する取組	9-1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%の達成		従業員数40人以上:2.5%を達成していれば2点 従業員数40人未満:1人以上雇用していれば2点			-	2	
合計										252